

令和7年度：東晴会事業報告書

1. 監事監査・評議員会及び理事会開催

監事監査：5月21日（水）○令和6年度事業実施状況・財務状況

評議員会：6月19日（木）○令和6年度収支決算報告承認の件
○役員（理事及び監事）選任承認の件

理事会

第1回：4月9日（木）○理事長互選

○菊地勸名義の土地賃貸借契約承認の件

第2回：6月5日（木）○令和6年度事業報告並びに収支決算報告承認の件
○定時評議員会開催概要承認の件

第3回：6月19日（木）○理事長互選

○経理規程一部改正承認の件

○育児・介護休業規則一部改正承認の件

○非正規職員就業規則一部改正承認の件

第4回：8月29日（金）【決議省略理事会】

○給与規程一部改正承認の件

○非正規職員就業規則・給与規程一部改正承認の件

○就業規則一部改正の件

第5回：12月25日（木）○令和7年度第一回補正予算承認の件

○非正規職員就業規則・給与規定一部改正承認の件

○修学資金貸付制度対象外国人への連帯保証締結承認の件

○就業規則の一部改正承認の件

○給与規程の一部改正承認の件

2. 行政指導監査

○介護保険法に基づく運営指導

開催日時 令和7年7月2日（水） 9時30分から

対象事業 デイサービスセンターみずほ

○介護保険法に基づく運営指導

開催日時 令和7年7月2日（水） 13時30分から

対象事業 地域包括支援センター瑞穂野

3. 経営事業

地域社会の介護サービスの需要に応えるため、既存の事業経営に努めた。

第1種社会福祉事業

○介護老人福祉施設事業

特別養護老人ホーム瑞寿苑 昭和59年4月1日 開所

特別養護老人ホーム緑の郷 平成23年4月1日 開所

第2種社会福祉事業

○短期入所生活介護事業（緑の郷に併設）

※特別養護老人ホーム緑の郷（ショートステイ）2月1日営業再開

○通所介護事業

デイサービスセンターみずほ 平成元年3月27日 開所

公益事業

○居宅介護支援事業 平成5年10月1日 開所

○地域包括支援事業 平成18年4月1日 宇都宮市委託事業

4. 重点目標

○利用者に「安全」と「安心」を提供する。

利用者の心身の安全を確保することは、何よりも優先される当たり前の使命であることから、法人基本理念を全職員が理解し、一つ一つ丁寧な対応を心掛けるとともに、安全面への配慮を徹底し、心身の状態に寄り添った支援を行ったことで、穏やかで安定した暮らしを支えるサービス提供ができた。

○職員の質の向上に努める。

WEBでの研修への参加や、外部研修への積極的に参加を推進することができ、良い刺激を受けながら資質の向上に繋げることができた。

また、法人内部研修としては、例年通り研修委員会を中心に外部講師を招いて、毎月1回の研修を開催することができた。

○リスクマネジメントの体制強化の継続。

毎月開催する事故防止対策委員会にて、ヒヤリハット報告書を活用し、事故の事前防止に努めると共に事故発生時においては、各専門職種が参加する委員会であるため、多方向から事故の検証を行い、対策を図る取り組みができた。

○法人の魅力を発信

ホームページの有効活用を継続し、法人の透明性を確保するため、法人の情報開示に努めるとともに、Instagram等のSNSにて定期的な情報を外部に発信することができた。

また、定期的に開催された就職フェアに参加し、法人の魅力をアピールすることを続けたが、採用に繋がるものが少なかった。

○人材確保と定着

労基法上、有給休暇の取得義務として、年間10日以上の有給休暇を付与されている職員に対して、最低5日を取得することを推奨し100%の取得率となった。また、法人独自特別休暇（法定外休暇）である「リフレッシュ休暇」年間最大で4日間についても、取得の推奨により100%に近い取得率であった。更に、今年度より就業規則の一部改正により、「誕生日休暇（法定外休暇）」を定めたことから全職員が取得できた。

感染症に対する特別休暇として、新型コロナウイルス感染症以外に、インフルエンザに罹患した場合においても、一定期間就業を禁止する命令により、特別休暇（法定外休暇）扱いとすることにより、安心して働ける環境を整えることができた。

○本部事務局の役割

各事業所の適切な運営管理を実施し、福祉・社会情勢に即した法人経営を続けたが、特別養護老人ホーム緑の郷ショートステイの再開時期が令和8年2月となり、法人経営に影響を与える結果となってしまった。

○外国人雇用促進

今年度においても、学校法人東洋会さくら医療福祉専門学校からの卒業生（ネパール国籍女性）2名を採用できた。

さくら医療福祉専門学校は、介護福祉士の専門学校（養成施設）であり、卒業後に国家試験が不合格でも、卒業後5年間は介護福祉士（経過措置）として勤務ができ、連続して5年間介護業務に従事すれば、その後も資格を維持することができる。

5. 役職員数（令和8年3月31日 現在）

○理 事	6 名
○監 事	3 名
○評議員	7 名
○職 員	1 1 6 名
計	1 3 2 名